

公害苦情の概況

1 公害苦情の概要

苦情は、広い意味で住民による公害監視の一つといえます。

行政が自ら監視する範囲はかなり限られており、被害者の立場に立つ人が自分の生活と環境を守るために監視しなければならない部分が少なくありません。

しかし、その苦情は、自分本位のものであってはいけないことは言うまでもありません。

2 公害苦情の傾向

近年は、工場・事業所が発生源となる「産業型公害」が、公害関係法令の整備や公害防止技術の向上とあいまって大幅に改善され、苦情件数が減少してきています。一方「きたない」「うるさい」「くさい」等の感覚的・心理的なものや、被害範囲が近隣住宅だけといった極めて範囲の狭いものなど、都市構造や家庭生活に起因する「都市生活型公害」が増加する傾向となっています。

「都市生活型公害」の増加は、市の都市化や生活環境の保全（快適な環境）を求める動きが顕著化している等の住民意識の変化が理由となっています。

また、さらに近年苦情を増加させる原因として地域のコミュニケーション不足や核家族化（個人生活）で、自分以外の生活への配慮等に欠ける点などがあり、日常の隣近所同士のコミュニケーションの中での、ゆずりあいや他人への配慮の無さによるものが目立って来るようになってきています。

これらの苦情と従来之苦情との大きな違いは、加害者と被害者の区別が明確でなくなってきたことで、従来は加害者が工場で被害者が住民という関係から、加害者も被害者も住民であるという関係となっていることです。

このことは、環境（快適な環境）への考え方一つで加害者と被害者の立場は変わることを表しており、生活している住民のだれもが、いつでも加害者や被害者にもなりうることもあり、個人のモラルやマナーが問題となっています。

これらの苦情に象徴されることは、すべての環境問題に共通しているもので、生活雑排水や車の多用、カラオケ、犬の鳴き声、空き地の管理、廃棄物の野焼き等が原因となって、大気汚染や悪臭、近隣騒音問題などが発生しています。

特にここ数年は、野焼きや空地管理の不徹底など、周囲へのちょっとした気配りをすれば苦情が発生しないような不注意による苦情が増加する傾向にあります。

3 平成23年度の公害苦情

平成18年度に「掛川市良好な生活環境の確保に関する条例」が施行されたことにより、空地の適正管理、静穏の保持、悪臭の防止、動物の適正飼育等日常生活における市民の苦情に対し、少しでも安心できるよう適切な指導・助言に努めました。

ただし、悪臭(野焼き)に対する苦情件数は増加傾向にあります。

4 公害苦情の種類

住民から寄せられた公害苦情は、次のとおり分類しています。

典型7公害

- ・ 大気汚染…排煙、ばい煙、有毒ガス、自動車の排気ガス、粉じん、ばいじん、農薬の空中散布、野焼きなどに関する苦情。
- ・ 水質汚濁…河川・湖沼の汚濁（汚水の流出、油分の浮流等）、地下水汚染、農業用水の汚染、魚類のへい死などに関する苦情。
- ・ 土壌汚染…有害物質の埋め棄て、農薬の流出などに関する苦情。
- ・ 騒音 …機械・工具の作動音、モーター音、自動車の吸排気・走行音、警笛、犬の咆哮、カラオケ、人の話し声・喚声、建設作業音、ボイラー音などに関する苦情。
- ・ 振動 …地響き、ガラス戸・建具のがたつき、電灯の揺れ、戸・窓の開閉支障、窓ガラスのひび割れ、建物・設備等の損傷などに関する苦情。
- ・ 地盤沈下…建物・設備等の損傷および家屋の傾斜、道路の陥没などに関する苦情。
- ・ 悪臭 …浄化槽・下水からの汚臭、堆肥・有機肥料の臭気・腐敗臭、調理に伴う異臭、焼却臭、揮発臭、刺激臭、汚物臭などに関する苦情。

典型7公害以外

- ・ 電波障害…ラジオ・テレビ等の受信妨害、違法電波などに関する苦情。
- ・ 空地管理…雑草の繁茂による火災発生の危険性、害虫の発生が予測されるなどに関する苦情。
- ・ その他 …典型7公害以外のうち、汚水の流出、雑草等の花粉の浮遊、廃屋管理などに関する苦情など、いずれにも該当しない苦情。